

平成 23 年度 住民自治協議会の活動・決算等に関する総括

都市内分権課

1 総括

各地区において、住民自治協議会（以下、住自協という。）のご尽力のもと、本格的な活動を開始して 2 年目となり、おおむね順調に事業計画に基づいた事業執行及び予算執行がなされたものと考えている。

2 住自協における課題と今後の対応について

(1) 住自協の組織体制

- ・ 区長をはじめとする役員の任期が 1 年ないし 2 年の地区が多いことから、積極的な意見が出にくく、住自協の主旨や役割の意識共有の徹底が図れず、正副会長など中心となる役員が会を牽引していく役割が大きくなっている。
- ・ 高齢化の進行や、自営業の人は本業を休まざるを得ないことなどで、役員のなり手不足がますます深刻になっているため、組織や事業の見直しを通じて負担の軽減が必要である。
- ・ 従来の地区組織を存続させ、部会として再編した地区においては、これまでとあまり変わらない運営が行われ、組織ごとの独立性や予算面では硬直化が改善されないなどの課題が見受けられた。

(2) 事業・予算

- ・ 従来は各種団体ごとに総会が開催されており、事業内容や予算執行については、それぞれの団体会員間の情報共有にとどまっていたが、住自協の部会活動に位置付けられオープンとなったことで、住民目線で考えるように変化してきている。
- ・ これまで区や自治会が各世帯から徴収した区費の一部は、地区区長会や地区社会福祉協議会などを通して地区内のさまざまな団体に活動補助金として交付されてきたが、その用途などについて住民への説明はあまりされてこなかった地区も見受けられた。その補助金が住自協からの交付となり、交付先や金額が明らかになることでさまざまな議論も生じたが、明瞭化を図ることができた。
- ・ 予算のさらなる活用を図るため、会長をはじめとする予算調整会議などで部会とのヒアリングを行うなど、前年度を踏襲することなく、必要な予算を計上していく方向への移行が図られている。
- ・ 住自協全体を俯瞰することが可能となり、重点事業に予算を多く配分できるようになった。特に予算のかかる事業については「地域やる気支援補助金制度」に応募す

るなど、住民自らが地域課題の解決や発展的な事業に積極的に取り組もうとする姿勢が顕著になってきている。

(3) 事務局体制

- ・平成22年度は一律100万円の人件費補助であったため、一人で隔日勤務ないし半日勤務が多かったが、住自協が自立的、継続的かつ発展的に活動するためには、事務局機能の拡充が不可欠であることから、事務局のフルタイム化を図った。基準額を190万円とし、世帯の多い地区に対しては下記の金額を加算することとした。

①5,001～7,500世帯	10万円
②7,501～10,000世帯	20万円
③10,001世帯以上	30万円

こうした増額により隔日勤務から毎日勤務へ、または、一人ないし二人で半日開設からフルタイム開設になるような勤務体制を組めるようになった。

- ・自主財源を用いて補助金額以上の人件費を捻出し、一層の充実を図った地区も見受けられた。
- ・事務局には、事務局職員、地域福祉ワーカーなど任務が異なる職員が混在しており、役割分担をそれぞれ明確にしていく必要がある。
- ・事務局職員の人件費増額には一定の評価する声があったが、事務局職員がさまざまな事柄について判断や指示をすることは難しく、また、会長等も常勤ではないことから、企画調整や取り仕切ることでできる事務局長が必要と考えている地区が多く、既に自ら事務局長を置いている地区もあった。

(平成24年度)

- ・事務局長の設置要望は強く、市としても設置は不可欠であるとの考えのもと、「住民自治協議会自立支援（事務局長雇用経費）補助金」を創設した。平成24年度から25年度までの2年間、年額120万円を上限に補助し、事務局長が担う業務内容や勤務時間などの調査を行っている。

(4) その他

- ・住自協の活動などについて、役員をはじめとする関係者がやりがいを持って取り組めるよう、地区住民へのさらなる広報・周知が必要だと考えられる。
- ・多くの住自協では、住自協だよりの発行回数の増加や内容の充実に努めていただいております。回覧の負担軽減を図る中で統合化も進み、すでに地区社協だよりとの統合を図った地区もある。今後、住自協だよりに集約していく流れは加速していくものと思われる。
- ・企業広告の掲載も徐々に進んでおり、住自協だよりへの地区情報の集約が進むにつれ、広告の掲載メリットも大きくなることで、今後徐々に広告掲載料が住自協の貴重な財源となっていくものと考えられる。

3 市における課題と今後の対応について

(1) 選択事務における担当課の対応

- ・ 選択となった事務事業を担当する課としては、従来実施されてきた事務事業を地区事業として継続・発展させていただくために、これまで以上に積極的な支援をすることが必要とされている。平成 22 年度の本格活動開始時には、住自協との間に距離が生じているケースが見受けられたが、徐々に良好な関係が築かれるようになってきている。

(2) 住自協への円滑な事務移行

- ・ 支所が担っている事務の住自協への移行については、平成 23 年度から 25 年度までの 3 年間の移行期間を設けているが、地区ごとに多少の差異はあっても着実に進んでいると思われる。

(平成 24 年度)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 11 月の住自協連絡会で、必須・選択全 56 事業について個別の事務手順フローと役割分担を示して、丁寧な移行を図っている。 |
|---|